

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西宮市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.1%
全職員	72.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.5%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	99.9%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.0%
31～35年	94.1%
26～30年	91.8%
21～25年	89.0%
16～20年	80.4%
11～15年	89.2%
6～10年	94.2%
1～5年	99.3%

#### 【説明欄】

- ・議会事務局・監査事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・公平委員会事務局は各々所属する職員が少数であるため、市長事務部局とあわせて集計している。
- ・「本庁課長補佐相当職」は保育所長が該当するが、男性の職員がいないため「-」としている。
- ・「勤続年数別」の「16～20年」の区分は、育児部分休業（無給）を取得することにより給与の一部が支払われていない女性の職員が多く、また男性の方が女性よりも時間外勤務が多い傾向にあることから、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西宮市教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.2%
全職員	72.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.4%
本庁課長相当職	96.9%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	98.9%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.9%
31～35年	87.5%
26～30年	87.0%
21～25年	83.6%
16～20年	96.7%
11～15年	96.3%
6～10年	88.4%
1～5年	73.8%

#### 【説明欄】

- ・「本庁課長補佐相当職」は該当者がいないため、「-」としている。
- ・教育職のうち、指導主事や交流人事等により兵庫県や他市から異動してきた職員については、市における勤続年数は短いものの、兵庫県や他市における勤続期間も加味して給与を決定するため、同じ勤続年数区分に属する他の職員よりも給与が高くなる傾向にあり、かつ男性職員の割合が高い。  
そのため、「勤続年数別」の「1～5年」の区分において、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西宮市消防局

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.9%
全職員	78.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	90.8%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	90.3%
16～20年	-
11～15年	101.4%
6～10年	104.8%
1～5年	101.9%

#### 【説明欄】

- ・「本庁課長補佐相当職」は該当者がいないため、「-」としている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」「本庁課長相当職」「36年以上」「31～35年」「26～30年」「16～20年」は女性の職員がいないため、「-」としている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西宮市上下水道局

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.8%
全職員	78.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	94.7%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	94.9%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	81.5%
26～30年	97.1%
21～25年	92.2%
16～20年	85.1%
11～15年	85.4%
6～10年	94.3%
1～5年	84.0%

#### 【説明欄】

- ・「本庁課長補佐相当職」は該当者がいないため、「-」としている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」「36年以上」は女性の職員がいないため、「-」としている。
- ・「31～35年」の区分において、係長級以上の女性職員がいないため、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。
- ・近年採用した職員の採用時年齢が女性よりも男性の方が比較的高く、採用前の前歴も加味して給与を決定していることから、「勤続年数別」の「1～5年」の区分において、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西宮市立中央病院

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	63.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.8%
全職員	58.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	87.9%
本庁課長相当職	108.4%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	90.5%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	92.7%
26～30年	96.8%
21～25年	59.9%
16～20年	62.5%
11～15年	118.6%
6～10年	57.2%
1～5年	58.8%

#### 【説明欄】

- ・「本庁課長補佐相当職」は看護師長が該当するが、男性の職員がいないため「-」としている。
- ・「36年以上」は女性の職員がいないため、「-」としている。
- ・「任期の定めのない常勤職員」「任期の定めのない常勤職員以外の職員」いずれも男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因として、給与水準の高い医師職で男性職員の割合が高いことが挙げられる。また、「勤続年数別」の「11～15年」を除く「21～25年」以下の区分において、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因について、男性の割合が高い医師職は他の病院から移籍してくる職員が多く、他の病院における勤続期間も加味して給与を決定するため、同じ勤続年数区分に属する他の職種の職員よりも給与が高くなっていることが挙げられる。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。